

食安輸発0909第1号
平成27年9月9日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらし及びその加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年9月4日付け食安輸発0904第1号）にて通知したところです。

今般、韓国政府において残留農薬に係る対策が図られ、生鮮青とうがらしの検査命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、登録IDが付与され、韓国政府の登録輸出業者から輸出される生鮮青とうがらしについては、通常の監視体制に戻すこととし、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾールフルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	登録 ID が付与され、韓国政府の登録輸出業者から輸出されたものを除く。	ジフェノコナゾールフルキンコナゾール	別表 2 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01ppm) を超えるジフェノコナゾール及び基準値 (0.01ppm) を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改め、別添1の2を別紙1のとおりとし、韓国産青とうがらしの検査命令免除業者を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしくお願いします。

また、条件の項に示す輸出業者の ID 確認は、パッキングリストの REMARKS にある登録 ID を、食品等輸入届出書の備考欄へ記載させることで行うので、輸入者に対しその旨を指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時には、カートンに貼付される別添の登録 ID 様式の確認を行うようお願いします。

登録 ID 様式



- ① ステッカーの規格:横 10.5 センチ×縦 3.5 センチ
- ② ステッカーの付着又は印刷:従来と同様、包装箱の側面に付着又は印刷
- ③ 輸出者 ID: 安全性管理優秀企業を対象に審査し、大韓民国政府が与える輸出者 ID
- ④ 生産履歴 CODE : 大韓民国から輸出される商品に対する生産履歴を追跡することができるように管理する生産者 CODE である。
 - CODE 構成内訳 : 登録年度 - 品目番号※ - 生産地域 - 生産農家

※青唐辛子:06